

# 「パブリック・コメント制度」の概要

## ● パブリック・コメント制度とは

市の基本的な政策に関する施策（計画や指針等）を策定するときに、事前に計画等の案を公表し、広く市民から意見を求め、それらの意見を反映するようにする一連の手続をいいます。

## ● 目 的

政策形成過程における市民参画の機会を確保するとともに、市民への説明責任を果たし、透明性の高い行政運営を行うことにより、開かれた市政を推進していくことを目的とします。

## ● 意見を提出できる者

市民や市内の事業所等に勤務している人、市内の学校に在学している人、本市に利害関係のある人等が意見を提出することができます。

## ● 対象となる計画等

- (1) 市の基本的な政策に関する計画や方針
- (2) 市民の生活に密接に関連する重要な制度
- (3) 市民等に義務を課したり、権利を制限する制度  
(市税の賦課徴収、分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除きます。)
- (4) 憲章及び宣言 など

※迅速な対応が必要なものや軽微な変更などの場合は、対象外になります。

## ● 公 表 等（氏名、住所、電話番号、その他必要な事項を記載）

- (1) 公表を2回実施します。  
1回目の公表…「意見募集」  
2回目の公表…「提出された意見の概要」と「意見に対する市の考え方」  
公表は、市のホームページへの掲載や各コミュニティセンターにおける閲覧などで行います。
- (2) 意見の募集期間は、原則として公表してから20日以上とします。
- (3) 意見の提出方法は、担当課等への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール及び電子申請とします。

## ● 提出された意見の取扱い

- (1) 意見の募集を終了した後、それらを取りまとめて整理し、策定しようとする計画等に当該意見が合理的に反映できるかどうかを検討し、最終的な決定を行っていきます。
- (2) 結果の公表は、提出された意見の概要とその意見に対する市の考え方を、市のホームページ等への掲載や各コミュニティセンターにおける閲覧などで行います。

# パブリックコメント制度の流れ

フロー

**担当課**

**市民等**

